

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（介護予防型訪問サービス・基準緩和型訪問サービス）

# 契約書別冊（兼重要事項説明書）

（2024年6月1日版）

社会福祉法人やすらぎ福祉会  
ヘルパーステーションやすらぎ

サービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人やすらぎ福祉会
主たる事務所の所在地	〒921-8065 金沢市上荒屋1丁目39番地
代表者（職名・氏名）	理事長 吉池 外志子
設立年月日	1992年9月1日
電話番号	076-269-0808

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションやすらぎ	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防型・基準緩和型）	
事業所の所在地	〒921-8065 金沢市上荒屋1-39	
電話番号	076-220-6365	
指定年月日・事業所番号	2015年4月1日指定	1770100186
管理者の氏名	道上 真理子	
通常の事業の実施地域	金沢市、野々市市、白山市（旧松任地域）	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防型・基準緩和型）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴・排せつや食事等の介助、調理・洗濯や掃除等の家事など日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受取り、衣服の整理など

※基準緩和型は生活援助のみ

## 5. 営業日時

営業日	月曜から土曜 日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）は休業させていただきます。 （ただし、時間外・休日も状況に応じて対応可能ですのでご相談ください。）
営業時間	午前9時から午後5時まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
サービス提供責任者	常勤 2人以上
訪問事業責任者	常勤 1人以上
訪問介護員	常勤 2人以上、 非常勤 5人以上

## 7. 利用料

（1）利用者がサービスを利用した場合の利用料は、別紙利用料金表にてご説明します。

利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （2）支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	契約者の指定する口座からの自動引き落とし（手数料は事業者が負担します）
口座振り込み	事業者の指定する口座への振り込み（手数料は契約者のご負担となります）
現金払い	事業者の窓口での支払い（受付時間 平日及び土曜日の9時から17時）

## 8. サービスの利用に関する留意事項

- ・利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ・キャンセル時は遅くとも前日までにご連絡下さい。
- ・事業所で利用者宅の金銭、鍵をお預かりする場合、取り扱いについては利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ・従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

## 9. 緊急時における対応方法

利用者の心身の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等および家族に連絡し必要な対応をします。

## 10. 事故発生時の対応

事故発生時も、利用者の安全確保を最優先にしつつ、家族、関係自治体、当該利用者に関する居宅支援事業所等に速やかに連絡します。

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 1 1. 秘密保持

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることがあります。

## 1 2. 訪問介護員等の研修

事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

## 1 3. 苦情相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の苦情受け付け担当者がお伺いいたします。

職種	氏名	常駐場所	電話
管理者	道上 真理子	ヘルプーステーションやすらぎ事務所	076-220-6365

※受付時間は 月曜日～金曜日 9時～17時

- (2) 行政機関その他苦情受付機関（時間はいずれも月曜から金曜の9時から17時）

金沢市介護保険課	所在地 金沢市広坂1-1-1 電話番号 076-220-2264 FAX 076-220-2559
野々市市介護長寿課	所在地 野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066 FAX 076-227-6252
白山市長寿介護課	所在地 白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529 FAX 076-275-2211
石川県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地 金沢市幸町12-1 電話番号 076-231-1110 FAX 076-261-5190
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558

- (3) 苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 山下 明美

- (4) 第三者委員

氏名	職業
高橋勝二	地域住民
中川 早苗	地域住民
松本 よし美	地域住民

#### 1 4. 記録の整備

- 1 事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。
  - ① 訪問介護計画等
  - ② 提供した具体的なサービス内容などの記録
  - ③ 市町村への通知に関する記録
  - ④ 苦情の内容などの記録
  - ⑤ 事故の状況ならびに事故に際して取った処置についての記録
  - ⑥ 身体的拘束等に関する記録
- 3 事業者は、利用者の求めに応じて記録の閲覧に応じ、又は実費負担によりそのコピーを交付するものとします。

#### 1 5. 人権擁護及び虐待防止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
  - ① 人権の擁護、虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止責任者	道上 真理子
---------	--------
  - ② 虐待防止のための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。
  - ③ 従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。
  - ④ 虐待防止のための指針を整備しています。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとします。

#### 1 6. 身体的拘束等の廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。

#### 1 7. ハラスメント対策について

サービス利用中に、利用者又はご家族によるハラスメント行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント）があった場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります

#### 1 8. 自己評価及び第三者評価について

当事業所では、サービスの質の向上のため、自己チェックリストによる自己評価及び内部監査を実施しています。第三者評価は実施していません。